

## 奈良県告示第二百七十二号

吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

吉野郡吉野町の一部、大淀町及び下市町の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室並びに吉野郡吉野町、大淀町及び下市町都市計画担当課

四 縦覧期間

令和三年十二月十七日から令和四年一月六日まで

五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室（奈良市登大路町三〇番地）に令和四年一月六日までに必着するよう提出すること。